

• 第 1 編

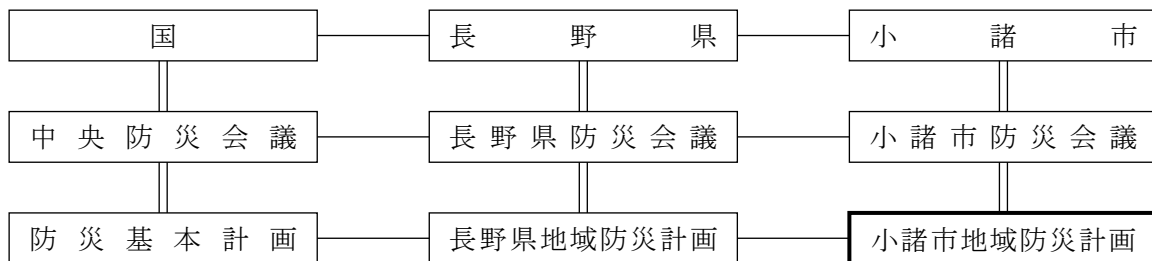
總 則

第1節 計画の目的、構成及び基本理念

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、小諸市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、小諸市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、小諸市における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

【国、県及び小諸市の防災会議並びに防災計画の体系】



2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編、第4編を火山災害対策編とし、それぞれ災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を示した。また、第5編をその他の災害対策編とし、雪害対策、航空災害対策、道路災害対策、鉄道災害対策、危険物等災害対策、大規模な火事災害対策、林野火災対策について特記すべき事項を示し、さらに、第6編を原子力災害対策編とし、予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策を示した。末尾の資料編、様式編においては、本計画に必要な関係資料、様式等を掲げた。

3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して、必要があると認めるときには速やかにこれを修正する。

4 計画の周知徹底

本計画を円滑かつ的確に運用するため、市職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として周知徹底を図る。

5 基本理念及び施策の概要

防災対策の実施に当たっては、次の事項を基本とし、市、県、公共機関、事業者、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したと

しても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。
- (イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (ア) 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講ずる。
- (イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- (ウ) 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基きその支援力を向上し、市、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。
- (エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化に協力する。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- (オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有化を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
- (カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI・IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
- (キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練

を実施する必要がある。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

(ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

(イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

(ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

(オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

(カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。

(キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

(ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。

(ケ) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策を実施するとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

- (4) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- (5) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
- イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
- (7) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- (4) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (7) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。
- (8) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- (9) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- (10) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。
- ウ 市は、県、防災関係機関と、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとる。
- (4) 市及び関係機関等が行うべき事項
- 市及び関係機関等は、緊密な連携のもと、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずるものとする。
- ア 要配慮者や女性を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- イ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立
- (5) 住民が行うべき事項
- 住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講ずるものとする。
- (6) 関係機関等の連携強化
- どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

6 長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた計画の作成等

長野県地震防災対策強化アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、ハード・ソフトの両面から地震災害対策の充実・強化を目的に策定している。

このため、市及び関係機関は、アクションプランの基本目標である「耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害死ゼロ」に挑戦」を念頭に、次の5つの重点項目を踏まえ、地震防災対策の推進を図る。

- (1) 2つの孤立（情報の孤立、物資の孤立）の発生を防ぐとともに、発生時には早期解消を図る。
- (2) 自助・共助・公助、全ての面で初動対応のレベルアップを図る。
- (3) 全ての避難者の健康が維持されるよう、目標期限を定めて避難所TKBを実践する等、避難生活の“質”の更なる改善を図る。
- (4) 平時から耐震化の促進に努めるとともに、地震が発生した際の住家の被害認定調査の実施体制づくりを進める。
- (5) プラン全体を通して、高齢者・障がい者・女性・子ども・外国人などの皆様への配慮に努める。

第2節 防災に関する実施責任

1 市

小諸市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 佐久広域連合消防本部

佐久広域連合消防本部は、災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに、防災活動を実施するとともに、市災害対策本部の業務に協力する。

3 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

7 住民

小諸市の住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講ずる。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき 事務又は業務の大綱

1 市

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
小諸市	(1) 小諸市防災会議及び小諸市災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。

2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
佐久広域連合消防本部 (小諸消防署)	(1) 消防力の整備に関すること。 (2) 災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5) 自主防災組織の育成指導に関すること。 (6) 小諸市災害対策本部の業務に関すること。

3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。

長野県警察本部 (小諸警察署)	(1) 災害関連情報の収集及び伝達に関する事 (2) 被災者の救出及び避難誘導に関する事 (3) 交通規制及び警戒区域の設定に関する事 (4) 緊急通行車両の確認事項の事務に関する事 (5) 行方不明者の調査又は遺体の検視に関する事 (6) 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関する事 (7) 危険物の取締りに関する事 (8) 被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関する事
--------------------	---

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東農政局 (長野県拠点)	(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事 (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関する事 オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事 (3) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事 イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事
中部森林管理局 (東信森林管理署)	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事 (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事 (3) 災害応急対策用材の供給に関する事
長野労働局 (小諸労働基準監督署)	(1) 事業場における産業災害の防止に関する事 (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関する事
東京管区气象台 (長野地方气象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発

1 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

	<p>表、伝達及び解説</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>
<p>関東地方整備局 長野国道事務所 (上田出張所)</p>	<p>(1) 所轄国道の維持管理、改修及び災害復旧工事に関すること。</p> <p>(2) 災害時における所轄国道の交通対策に関すること。</p>

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>陸上自衛隊 第13普通科連隊</p>	<p>(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援・救護活動に関すること。</p> <p>(2) 災害時における応急復旧活動に関すること。</p>

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>東日本旅客鉄道(株) (小諸駅)</p>	<p>(1) 鉄道施設の防災対策に関すること。</p> <p>(2) 災害時における避難者の輸送に関すること。</p>
<p>東日本電信電話(株) (長野支店)</p>	<p>(1) 電気通信設備の保全に関すること。</p> <p>(2) 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。</p>
<p>(株)NTTドコモ (長野支店)</p>	
<p>KDDI(株)</p>	
<p>ソフトバンク(株)</p>	
<p>楽天モバイル(株)</p>	
<p>日本赤十字社 (長野県支部)</p>	<p>(1) 医療、助産等救助、救護に関すること。</p> <p>(2) 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 義援金の募集に関すること。</p>
<p>日本放送協会 (長野放送局)</p>	<p>天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</p>
<p>中部電力(株) 中部電力パワーグリッド(株) (佐久営業所)</p>	<p>(1) 電力施設の保全、保安に関すること。</p> <p>(2) 電力の供給に関すること。</p>
<p>東京電力ホールディングス(株) (千曲川電力所)</p>	
<p>日本郵便(株) 信越支社 (小諸郵便局)</p>	<p>(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策</p> <p>(2) 災害時における窓口業務の確保</p>

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
しなの鉄道(株)	(1) 鉄道施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両による救援物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
信越放送(株)	天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(株)長野放送	
(株)テレビ信州	
長野朝日放送(株)	
長野エフエム放送(株)	
(公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
千曲バス(株)	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
(一社)長野県L P ガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
長野都市ガス(株)東信支店	(1) 都市ガスの保全及び保安措置に関すること。 (2) ガスの供給の確保に関すること。
(一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(社福)長野県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアに関すること。 (2) 災害派遣福祉チーム (D W A T) に関すること。
(公社)長野県看護協会	災害時の救護活動における人員等の派遣に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
佐久浅間農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2) 農作物の災害応急対策の協力に関すること。 (3) 被災農家に対する融資あっせんに関すること。 (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 (5) 農作物の需給調整に関すること。
小諸商工会議所	(1) 市が行う商工業関係の被害調査融資希望者の取りまとめ及び融資あっせん等の協力に関すること。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (3) 救助用物資、復旧資材等の確保についての協力及びこれらのあっせんに関すること。
商工業関係団体	
(一社)小諸北佐久医師会	(1) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 (2) 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。

1 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(一社)小諸北佐久薬剤師会	災害時における救護活動等に必要な医薬品の提供に関する事。
北佐久歯科医師会	(1) 災害時における医療等救護活動及び口腔衛生に関する事。 (2) 災害時における救護活動等に必要な医薬品及び医薬機材の提供に関する事。
小諸市日赤奉仕団	(1) 被災者の救助、救援活動及び保護の実施に関する事。 (2) 災害時における炊き出しの実施に関する事。
小諸交通安全協会 小諸市交通指導員会	災害時における緊急輸送車及び車両の誘導等交通に関する協力に関する事。
佐久森林組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 (2) 林野火災の予防及び木材の供給と物資のあっせんに関する事。
J Rバス関東(株) (小諸支店)	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関する事。
(株)コミュニティテレビ こもろ	(1) 災害予防の放送に関する事。 (2) 特別警報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関する事。

第4節 小諸市の地勢と災害要因、災害記録

防災についての諸計画策定の際の基礎的な事項として、市のもつ自然的・社会的な諸条件及び災害との関連にみる諸要因の概要は次のとおりである。

1 自然的条件

(1) 位置

小諸市は、長野県の東部に位置し、その範囲は東西12.8km、南北15.4km、面積は98.55km²で、東京からは直線にして約150kmになる。

市域は、東は御代田町に、西は東御市に、南は佐久市に、北は群馬県嬭恋村の2市1町1村に接している。

(2) 地形

標高は北東部に活火山浅間山(2,568m)、黒斑山(2,414m)や高峰山(2,092m)などの2,000m級の山岳があり、1,000m以上の急峻な山地となっている。これから、西南方向に千曲川に向かって徐々に標高を下げ、千曲川両岸は550~600mとなっている。千曲川左岸沿いは急な傾斜で標高が再び高くなり、標高700~800mの御牧ヶ原台地の東端部を形成している。市街地は千曲川右岸の標高650~700m程度の平坦地上に形成されている。

水系は千曲川水系であり、浅間山麓に源を発する繰矢川、蛇堀川、中沢川、栃木川、深沢川などの支流が右岸から千曲川に流れ込んでいる。一方、千曲川左岸の御牧ヶ原台地上には多くの灌漑用のため池が見られる。

地形区分では、千曲川右岸の標高1,000~1,300m程度のところが小起伏火山地、1,300m~1,500m程度のところが中起伏火山地、1,500m以上が大起伏火山地、標高600~1,000m程度の比較的平坦な地域が火山麓地となっている。糠塚山は火山性丘陵地、また市の南端は砂礫台地(中位)となっている。川沿いは砂礫台地(低位)である。一方、千曲川左岸は川沿いが岩石台地(中位及び低位)であり、御牧ヶ原台地は傾斜部が大起伏丘陵地、平坦部がローム台地である。

地目別面積

	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	その他	合計
面積(km ²)	11.178	12.397	21.189	30.029	2.171	0.314	21.272	98.55
割合(%)	11.3	12.6	21.5	30.5	2.2	0.3	21.6	100

(令和5年1月1日現在)

(3) 地質・土壌

小諸市の地質は、浅間山は山腹の安山岩質岩石から、麓地は主地として火山砕屑物と砂・

礫からなっている。千曲川沿いは砂・礫・泥からなっている。また御牧ヶ原台地は火山砕屑物からなっている。

土壌は、浅間山系は主として火山灰を主な母材とする黒ボク土壌であり、多湿黒ボク土壌、粗粒多湿黒ボク土壌も分布している。粗粒多湿黒ボク土壌の分布する範囲は、「田切り」と称される市の東南端では粗粒火山排出物未熟土壌が分布している。千曲川両岸は、褐色低地土壌等の川沿いの低地を除いて黄色土壌や残積性未熟土壌である。前者は丘陵や台地に広く分布する土壌であり、御牧ヶ原台地等に分布している。後者は黄色土壌等の赤黄色土と混在して分布している。御牧ヶ原台地にはこの土壌も分布する。

(4) 気 候

本市は長野県の東部に位置し、内陸気候の特徴が明瞭である。その特徴は、気温差が大きく（過去10年 最高気温37.3℃、最低気温-14.5℃）、年間降水量は800mm前後で、全国的にも少雨域に属する。また、冬型の気圧配置による降雪量は少ない。

気候（令和5年） (小諸消防署)

平均気温	最高気温	最低気温	平均湿度	年間降水量
12.5℃	36.1℃	-14.5℃	74.5%	665.0mm

2 社会的条件

(1) 人 口

本市の人口は、令和2年時点で40,991人となっている。平成12年（46,158人）以降、人口が減少傾向にある。（数値は国勢調査）

年齢別人口構成では、65歳以上の老年人口が33.8%を占めており（令和2年国勢調査）、平成27年（30.4%）から高齢化が進行している。

人口の推移 (単位：人)

年	世帯数	人 口	男	女
大正 9	5,300	28,625	13,774	14,851
14	5,680	31,518	14,928	16,590
昭和 5	6,114	34,092	16,230	17,862
10	6,175	32,279	15,943	16,336
15	6,196	32,325	15,669	16,656
22	8,148	41,348	19,629	21,719
25	8,021	40,975	19,723	21,252
30	8,096	40,084	19,185	20,899
35	8,544	39,283	18,778	20,505
40	9,197	38,830	18,550	20,280
45	9,864	39,093	18,560	20,533
50	10,879	39,936	19,263	20,673
55	12,121	42,355	20,558	21,797
60	12,872	43,705	21,401	22,304
平成 2	13,785	44,888	21,998	22,890

7	15,084	45,711	22,506	23,205
12	16,234	46,158	22,946	23,212
17	16,251	45,499	22,331	23,168
22	16,343	43,997	21,463	22,534
27	16,662	42,512	20,623	21,889
令和2	16,831	40,991	19,972	21,019

(資料：国勢調査)

(2) 産 業

産業別就業人口構成比をみると、令和2年（国勢調査）時点で、第一次産業8.8%、第二次産業29.1%、第三次産業62.1%となっている。

第一次産業は、都市化の進展、農業従事者の高齢化、後継者不足等により、その割合が急激に落ち込んでいる。また、人口の割合が増加している第二次産業、第三次産業においても、国際競争の激化、情報技術（IT）革新等厳しい経営環境の中、特に中小企業にとっては厳しい状況が続いている。

さらに、消費者ニーズの多様化・高度化や、車社会の進展に伴い、郊外の大型店・スーパー等の進出が進む一方、中心商業地のにぎわいは失われつつある。

なお、観光面においては、浅間山麓の自然、高原性の気候、多くの歴史的文化遺産などの観光資源に恵まれており、年間約180万人以上の観光客が市域を訪れている。しかしながら、宿泊滞在を前提とした観光資源がまだ少ないため、通過型観光地としての性格が強い。今後の観光開発にあたっては、要配慮者となりうる観光客についての防災対策も検討していく必要がある。

(3) 交 通

基幹道路については、これまで上信越自動車道小諸IC及び北陸新幹線佐久平駅へのアクセス道路や、外郭環状道路等の整備充実を図ってきた。今後は、中心市街地の活性化等と連動させながら、市街地へのアクセス道路の整備を進める必要がある。

生活道路については、今後も計画的な拡幅整備を推進するとともに、本市の多くが斜面地となっていることから、冬期間の路面凍結等についても考慮し、高齢者等が安心して歩くことができるよう、道づくりを進めていく。

公共交通については、しなの鉄道とJR小海線が市内を通過しており、地域交通機関として利用されている。バス路線は、マイカーの普及等に伴い、利用者が減少しているが、地域住民の足として重要な役割を担っている。

3 過去の災害履歴

市域におけるこれまでの災害記録については、資料15-1に示すとおりである。

第5節 地震被害想定

第1 基本方針

長野県では、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震のようなこれまで想定していなかった規模の地震や、将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備えるため、県及び各市町村の防災対策の新たな基礎資料となる実践的な被害想定を策定し、平成27年3月、『第3次長野県地震被害想定調査報告書』を公表した。

この調査による被害想定結果は、本市における今後の地震防災対策の基礎資料として、また住民一人ひとりの防災意識の高揚と防災対策の推進に当たって有用な資料となるものである。

本節においては、この報告書のうち、本市に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

第2 想定地震

『第3次長野県地震被害想定調査報告書』における想定地震及びその諸元は、次のとおりである。

想定地震の諸元

想定地震	震源諸元	マグニチュード	最大震度	長さ (km)	位置等
長野盆地西縁断層帯		7.8	5弱	58	飯山市～長野市
糸魚川－静岡構造線	全体	8.5	6弱	150	小谷村～富士見町
	北側	8.0	5強	84	小谷村～松本市
	南側	7.9	5強	66	安曇野市～富士見町
伊那谷断層帯		8.0	5弱	79	辰野町～平谷村
阿寺断層系 (南部)		7.8	4	79	岐阜県中津川市 (旧山口村)～岐阜県下呂市
木曾山脈西縁断層帯 (北部)		7.5	5弱	40	木曾町～南木曾町
境峠・神谷断層帯		7.6	5弱	47	松本市～伊那市
想定東海地震		8.0	5弱		
南海トラフ		9.0	5強		

この中で、本市に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「糸魚川－静岡構造線 (全体) の地震」である。このため、以下、「糸魚川－静岡構造線 (全体) の地震」についての想定結果を記述

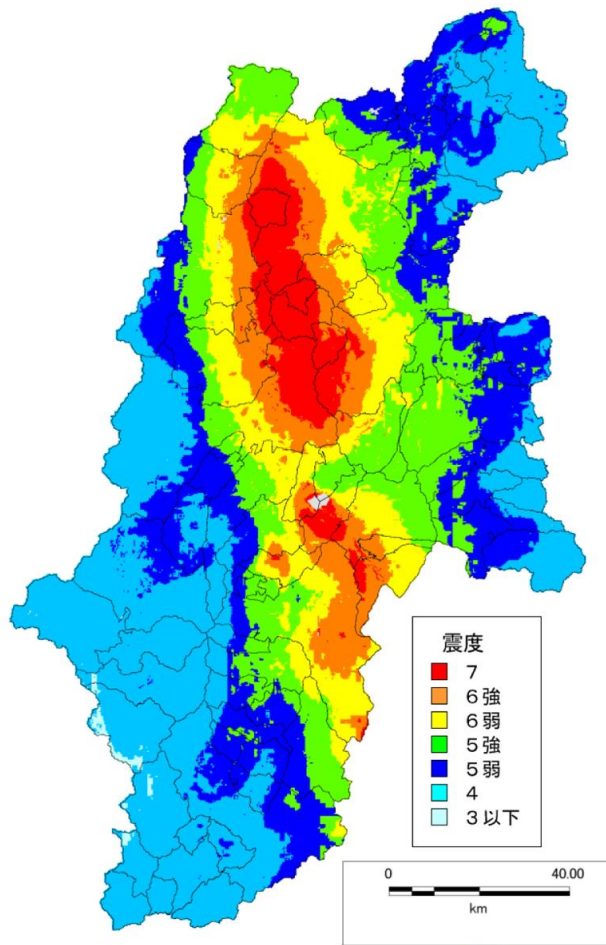
する。

なお、地震動の予測も、科学的な知見に基づいて一定の条件で設定しているものであって、次にその想定地震において発生する地震動を具体的に予測したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

第3 想定結果

1 予測震度

市域において、最大震度6弱の非常に強い揺れが予測されているほか、市内の多くの地域で5強、市全域で5弱以上と予想されている。



糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震の地表震度分布

2 被害想定結果

本想定地震における小諸市の被害想定結果は、次のとおりである。

(1) 建物被害

ア 冬深夜・強風及び平常風速時

(棟)

液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
0	0	*	70	0	10	40	0	10	110

イ 夏12時・強風時 (棟)

液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
0	0	*	70	0	10	40	0	10	110

ウ 夏12時・平常風速時 (棟)

液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
0	0	*	70	0	10	40	0	10	110

エ 冬18時・強風時 (棟)

液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
0	0	*	70	0	10	40	0	10	110

オ 冬18時・平常風速時 (棟)

液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
0	0	*	70	0	10	40	0	10	110

※1 「*」は「わずか」を示す。

※2 数字は集計結果を四捨五入して示しているため、合計が合わない場合がある。

※3 「断層変位」による全壊棟数は、「揺れ」による全壊棟数の内数

(2) 人的被害

ア 死者・負傷者・重傷者数

(7) 冬深夜・強風及び平常風速時 (人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	*(*)	*(*)	*(*)	0(0)	*(0)	*(*)
負傷者数	40(30)	40(30)	*(*)	0(0)	*(*)	40(30)
重傷者数	10(0)	10(*)	*(*)	0(0)	*(*)	10(*)

(4) 夏12時・強風時 (人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	*(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(0)	*(*)
負傷者数	20(*)	20(*)	*(0)	0(0)	*(0)	20(*)
重傷者数	10(0)	*(*)	*(0)	0(0)	*(0)	10(0)

(7) 夏12時・平常風速時 (人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	*(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(0)	*(*)
負傷者数	20(*)	20(*)	*(0)	0(0)	*(0)	20(*)
重傷者数	10(0)	*(*)	*(0)	0(0)	*(0)	10(0)

(エ) 冬18時・強風時 (人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	*(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(*)	*(*)
負傷者数	30(20)	30(20)	*(0)	0(0)	*(*)	30(20)
重傷者数	10(0)	*(*)	*(0)	0(0)	*(*)	10(*)

(オ) 冬18時・平常風速時 (人)

	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
死者数	*(*)	*(*)	*(0)	0(0)	*(*)	*(*)
負傷者数	30(20)	30(20)	*(0)	0(0)	*(*)	30(20)
重傷者数	10(0)	*(*)	*(0)	0(0)	*(*)	10(*)

※1 「*」は「わずか」を示す。

※2 数字は、集計結果を四捨五入して示しているため、合計が合わない場合がある。

※3 ()は観光客を考慮しない場合との差を示す。

※4 屋内収容物の倒壊による死者数は、建物倒壊による死者数の内数

イ 避難者数

被災1日後			被災2日後			被災1週間			被災1か月後		
避難者	避難者		避難者	避難者		避難者	避難者		避難者	避難者	
	避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外
40	30	20	780	390	390	390	190	190	60	20	40

※1 冬18時・強風時、「*」は「わずか」を示す。

※2 避難者数は、集計結果を1の位で四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

ウ 避難所に避難する要配慮者数

被災1日後		被災2日後		被災1週間後		被災1か月後	
避難所	うち要配慮者数	避難所	うち要配慮者数	避難所	うち要配慮者数	避難所	うち要配慮者数
避難者数		避難者数		避難者数		避難者数	
30	*	390	80	190	40	20	*

※ 冬18時・強風時、「*」は「わずか」を示す。

エ 自力脱出困難者数

冬深夜・強風時	夏12時・強風時	冬18時・強風時
()	*(*)	*(*)

※1 「*」は「わずか」を示す。

※2 ()は自力脱出困難者のうち要配慮者数を示す。

(3) 物資不足量

ア 食料過不足量

避難所避難者数			食料過不足量(食)		
1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
25	391	326	1,039	△367	△1,539

※1 △は不足量を示す。正の数は需要量を上回る主要備蓄量を示す。

※2 避難者数が最も多い「冬18時・強風時」で算出

イ 飲料水過不足量

断水人口			飲料水過不足量 (リットル)		
1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
4,570	2,957	2,439	△11,837	△20,707	△28,024

※1 △は不足量を示す。正の数は需要量を上回る給水可能量を示す。

※2 断水人口は全想定条件で同じ。

ウ 毛布の過不足量

避難所避難者数			生活必需品 (毛布) 過不足量 (枚)		
1日後	2日後	3日後	1日後	2日後	3日後
25	391	326	30	△701	△572

※1 △は不足量を示す。正の数は需要量を上回る主要備蓄量を示す。

※2 避難者数が最も多い「冬18時・強風時」で算出

(4) 災害廃棄物

災害廃棄物の発生量想定：840トン

※建物被害が最も多い「冬18時・強風時」を算出

(5) 孤立集落数

孤立の可能性のある集落	震度6強以上が想定されている地域の集落	アクセス困難のおそれがある集落	重複	合計
5	0	0	0	0

(6) 道路施設被害

延長：30km

緊急輸送道路における道路施設被害箇所数：3箇所

(7) ライフライン被害

ア 上水道の断水人口・断水率

給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
43,010	18,420	43	4,470	10	1,350	3	20	0

※ 給水人口は、「平成23年度長野県の水道」を活用

イ 下水道の機能支障人口・機能支障率

処理人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
	機能支障人口 (人)	機能支障率 (%)	機能支障人口 (人)	機能支障率 (%)	機能支障人口 (人)	機能支障率 (%)	機能支障人口 (人)	機能支障率 (%)
37,920	15,920	42	2,880	8	190	1	120	0

※ 処理人口は、平成24年度末長野県汚水処理人口普及状況（下水道処理人口＋農排整備人口＋浄化槽整備人口）から活用

ウ 都市ガス供給停止戸数・供給停止率

想定条件		需要戸数 (戸)	復旧対象需要戸数 (戸)	被災直後供給停止戸数 (戸)	被災直後供給停止率 (%)
平常時	冬深夜	2,570	2,550	0	0
	夏12時		2,550	0	0
	冬18時		2,550	0	0
強風時	冬深夜		2,550	0	0
	夏12時		2,550	0	0
	冬18時		2,550	0	0

エ 停電軒数・停電率

(7) 被災直後

想定条件		電灯軒数 (軒)	被災直後停電軒数 (軒)	被災直後停電率 (%)	配電線被害による停電軒数 (軒)
平常時	冬深夜	27,410	10,400	38	*
	夏12時		10,400	38	*
	冬18時		10,400	38	*
強風時	冬深夜		10,400	38	*
	夏12時		10,400	38	*
	冬18時		10,400	38	*

(4) 復旧予測

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
10,400	38	1,020	4	*	0	*	0

※ 冬18時・強風時、「*」は「わずか」を示す。

オ 固定電話不通回線数・不通回線率

(7) 停電の影響がない場合

想定条件		回線数 (回線)	被災直後の不通回線数 (回線)	被災直後の不通回線率 (%)
平常時	冬深夜	11,360	*	0
	夏12時		*	0
	冬18時		*	0
強風時	冬深夜		*	0
	夏12時		*	0
	冬18時		*	0

(4) 停電の影響が50%及び100%の場合

被災直後 (停電の影響が50%)		被災直後 (停電の影響が100%)		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)
2,160	19	4,310	38	420	4	*	0	0	0

注) 回線数は1の位を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

カ 携帯電話停波基地局率・不通ランク

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停波 基地局率 (%)	不通ランク	停波 基地局率 (%)	不通ランク	停波 基地局率 (%)	不通ランク	停波 基地局率 (%)	不通ランク
6	C	7	—	0	—	0	—

- ※ A：非常につながりにくい
 B：つながりにくい
 C：ややつながりにくい